

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月1日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第16号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年6月規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（条例第4条第13号に規定する規則で定める行為）</p> <p>第5条 条例第4条第13号に規定する都市の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと認めて規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業、<u>放送法</u>（昭和25年法律第132</p>	<p>（条例第4条第13号に規定する規則で定める行為）</p> <p>第5条 条例第4条第13号に規定する都市の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないと認めて規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業 <u>又は放送法</u>（昭和25年法律第132</p>

号)による基幹放送(以下この号において単に「基幹放送」という。)又は電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)等に係る次に掲げる行為のうち、高さが15メートル以下であるもの。

ア 線路の新築(基幹放送の用に供するもの、既存の線路に沿った既存の線路の色彩と同等と認められるもの又は支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至るものに限る。)、改築、増築又は移転

イ 空中線系の新築(基幹放送の用に供するものに限る。)、改築、増築又は移転

ウ 既存の線路に付帯する工作物の新築、改築、増築又は移転(既存の線路の色彩と同等と認められるものに限る。)

エ 変圧器その他の電柱に付帯する設備の改築、増築又は移転(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

オ 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る線路の引込みに要する設備の新築、

号)による基幹放送(以下この号において単に「基幹放送」という。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(基幹放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転

改築、増築又は移転

(4) 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第4号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのいずれか高い方の位置を超えないもの限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が2メートル以下であるものに限る。）すること。

(5) [略]

(6) 木竹の伐採のうち、次に掲げる行為

ア 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

イ 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる範囲内で木竹を伐採すること。

ウ 土地又は木竹の所有者等がその所有等に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を伐採すること。

（条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為）

第8条 条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(4) [略]

（条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為）

第8条 条例第6条第1項各号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

(1)～(14) [略]

(15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行う当該鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為（第5条第6号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(16) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為（第5条第6号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(17)～(25) [略]

(26) 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為（第5条第3号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(27) 放送法による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為（第5条第3号に掲げる行為

(1)～(14) [略]

(15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者が行う当該鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

(16) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

(17)～(25) [略]

(26) 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(27) 放送法による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置（第5条第3号に掲げる行為に該当するものを除

に該当するものを除く。)

(28) 電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為（第5条第3号に掲げる行為に該当するものを除く。）

(29)～(39) [略]

く。) 又は管理に係る行為

(28) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(29)～(39) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。